

生命科学・医学系研究等における個人情報の取扱い等に関する合同会議
タスクフォース（第4回）

議事要旨

1. 日時 令和3年10月1日（金曜日）15時01分～17時18分
2. 場所 オンライン会議
3. 出席者
（委員）徳永座長、石井委員、磯部委員、田代委員、三成委員、横野委員
（事務局）文部科学省：生命倫理・安全対策室 安藤安全対策官、高木室長補佐
厚生労働省：厚生科学課 高江研究企画官、増田課長補佐、鈴木課長補佐
研究開発振興課 黒岩課長補佐、吉岡係長、栗田係員、岸本係員
経済産業省：生物化学産業課 庄課長補佐、村上係員
ヘルスケア産業課 飯村企画官、佐々木課長補佐
（オブザーバー）個人情報保護委員会事務局：恩賀企画官
4. 議事
（1） 個人情報法改正を踏まえた指針見直しの方向性について
5. 配付資料
資料1 令和2、3年度改正個人情報保護法を踏まえた指針見直しの方向性について
参考資料1 個人情報保護法 令和2年改正及び令和3年改正案について
参考資料2 学術研究分野における個人情報保護の規律の考え方（令和3年個人情報保護法改正関係）
参考資料3 公的部門（国の行政機関等・地方公共団体等）における個人情報保護の規律の考え方（令和3年個人情報保護法改正関係）
参考資料4 参照法令等一覧
6. 議事要旨
○議題（1）：個人情報法改正を踏まえた指針見直しの方向性について
事務局より資料1について説明。委員からの主な意見は以下のとおり。

「I. 改正個人情報法を受けた指針の体系」について
・適用範囲について、個人が特定できない情報を扱う研究を指針の対象とするかどうか見直すことについて、論点の中で読みとれるようにしていただきたい。
・匿名加工情報や仮名加工情報に加工したつもりだったものの正しく加工ができていなか

った場合、個人情報法の例外規定が適用されない研究では法の規定に抵触する可能性があるため、こうした場合の解説を示す必要があるのではないか。

「Ⅱ．R3改正個人情報法の学術研究分野における例外規定への対応について」について

- ・新たに試料・情報を取得して研究を実施する場合のオプトアウトについては、新規取得は同意が原則となっているため、簡略化規定の中で読むこととしてはどうか。他方で、現行指針では、試料及び要配慮個人情報を用いない研究については、同意を得ることが困難な場合にはオプトアウトを許容しているため、こうした場合にはオプトアウト規定を残したほうが良いと考えられる。
- ・匿名加工情報や仮名加工情報のIC取得の有無については、これまで学術例外であったために指針で規定していたが、今回、これらが法体系に組み込まれたことを受けて、むしろ、匿名加工情報や個人情報でない仮名加工情報は指針の対象外とすることとしてはどうか。
- ・学術例外における再オプトアウトの許容については、個人の権利利益を不当に侵害する恐れがない場合に限って認められるものであり、その担保として倫理審査委員会がしっかり審査することが必要であることなどをガイドライン等で説明していく必要があるのではないか。
- ・学術例外が適用される場合の「同意困難な場合」については、個人情報法で示される困難事例を緩和して幅を持たせることはできないか。法改正により、生命・医学系研究に関して、一定程度の適正さが担保される仕組みができたことを踏まえて、指針においても何が本当に大事なルールなのかを議論する素地ができたのではないか。
- ・外国にある第三者への提供については、国益に関わるような機微な面も生じ得ると考えられるため、丁寧な説明をお願いしたい。

「Ⅲ．その他」について

- ・個人関連情報の第三者提供については、個人情報法の規定をそのまま取り入れることで良いのではないか。また、指針の規定は、できるだけシンプルな形が良いのではないか。
- ・公的部門における取扱いについては、行政機関と規律移行法人とでは適用される法規定が異なる部分があるため、指針においても誤解のないような形で整理すべきではないか。
- ・個人情報の漏えい等の個人の権利義務を害するおそれのある場合の報告については、個人情報委への報告基準に満たない場合についても、指針においては大臣報告対象となるのかどうか明確に記載する必要があるのではないか。
- ・本人による個人情報の開示請求については、ゲノム研究の場合には、解析結果は専門的な解釈や説明を必要とし、また解析エラーも考慮した上で受け取る必要があるなど、得られた結果の返却には慎重な取扱いが必要となるため、開示請求があった場合の対応についても特に若手の研究者などに留意いただく必要がある。
- ・死者の情報の取扱いについては、個人情報法等の規定に準じて取り扱うという案になってい

るが、その範囲などを明示的に整理する必要があるのではないか。開示請求に関する規定は、生存する本人による開示請求を念頭に規定されているものであるから、死者の情報を同じ扱いとすることは不要ではないか。また、地方自治体の個人情報保護条例の中で死者に関する規定が設けられていることとの兼ね合いを検討する必要などを踏まえると、現行指針における、必要な措置を講じるよう努めなければならない、と同様の記載で良いのではないか。

以上